



茨城県報 第 2508 号

平成25年7月29日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 救急医療協力診療所の指定取消し（医療対策課）…………… 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の変更（障害福祉課）…………… 2
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）…………… 2
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）…………… 3
- 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正（農業経営課）…………… 4
- 定款変更の認可（農村計画課）…………… 4
- 土地改良区の解散の認可（農村計画課）…………… 4
- 道路の区域の変更（5件）（道路維持課）…………… 5
- 道路の供用の開始（3件）（道路維持課）…………… 7
- 都市計画事業の認可（2件）（公園街路課）…………… 8
- 更正換地処分届出（農林事務所）…………… 9
- 土地改良法に基づく換地処分（農林事務所）…………… 9

公 告

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の縦覧（廃棄物対策課）…………… 9
- 平成25年度茨城県採石業務管理者試験（産業技術課）…………… 10
- 県営土地改良事業計画の変更（2件）（農村計画課）…………… 13
- 公共測量の実施（用地課）…………… 13
- 開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）…………… 14

告 示

茨城県告示第876号

次の救急医療協力診療所について、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
関外科整形外科医院	笠間市笠間1740-4

茨城県告示第877号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	サービスの種類	変更の内容			
			変更事項	変更前	変更後	変更年月日
0810500041	社会福祉法人石岡市社会福祉協議会 指定居宅支援事業所	居宅介護 重度訪問介護	事業所の名称	社会福祉法人石岡市社会福祉協議会 八郷支所 指定居宅支援事業所	社会福祉法人石岡市社会福祉協議会 指定居宅支援事業所	平成25年 4月1日

茨城県告示第878号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カスミ

代表取締役 小 瀨 裕 正

(2) 住所

つくば市西大橋599番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ佐和店

ひたちなか市高場字神田後198 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	小 瀨 裕 正

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年3月20日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,582㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数 95台
- イ 駐輪場の収容台数 46台
- ウ 荷さばき施設の面積 24㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 30㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 9 時
(閉店時刻) 午後 10 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分 (一部午後 9 時)
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

平成 25 年 7 月 19 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 879 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成 25 年 7 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

有限会社近未来クリエイト
取締役 河 原 洋 一

(2) 住所

東京都港区六本木六丁目 7 番 6 号六本木アネックスビル

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下妻
下妻市堀籠 972-1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 24時間 (一部午前 8 時 45 分～午後 9 時, 午後 11 時 15 分)

(変更後) 24時間 (一部午前 8 時 45 分～午後 11 時 15 分)

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 13箇所

(変更後) 18箇所

(3) 変更の年月日

平成 25 年 8 月 3 日

(4) 変更の理由

店舗の隣地において、駐車場の確保が可能となり、分散確保していた隔地駐車場を集約し、お客様の利便向上を図るため。

3 届出年月日

平成 25 年 7 月 19 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 880 号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程 (昭和 52 年茨城県告示第 405 号) の一部を次のように改正する。

平成 25 年 7 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 2 中「1.2%」を「1.3%」に改める。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成 25 年 7 月 19 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第 881 号

出島東部土地改良区から平成 25 年 7 月 5 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第 2 項の規定により同年 7 月 22 日認可した。

平成 25 年 7 月 29 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第 882 号

神岡上土地改良区から平成 25 年 7 月 3 日付けで認可申請のあった、当該土地改良区の解散については、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 67 条第 2 項の規定により平成 25 年 7 月 19 日付けで認可した。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年7月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 123号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
東茨城郡城里町大字栗字中栗595番1地先から 東茨城郡城里町大字石塚字三丁目尻2191番4地先まで	(A) 旧	最大 17.1 最小 8.4	3,820	
東茨城郡城里町大字上环字稻荷林665番1地先から 東茨城郡城里町大字石塚字二本松1624番2地先まで	(B)	最大 59.5 最小 32.5	1,277	
東茨城郡城里町大字栗字中栗595番1地先から 東茨城郡城里町大字石塚字三丁目尻2191番4地先まで	(A) 新	最大 17.1 最小 8.4	3,820	バイパスの 一部追加
東茨城郡城里町大字上环字稻荷林665番1地先から 東茨城郡城里町大字石塚字三丁目尻2191番4地先まで	(B)	最大 197.5 最小 27.0	2,007	

茨城県告示第884号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年7月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 123号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡城里町大字石塚字三丁目尻 2189番5地先から	旧	メートル 最大 10.0 最小 9.0	メートル 122	
東茨城郡城里町大字石塚字三丁目尻 2191番6地先まで		新	最大 14.5 最小 10.5	122

茨城県告示第885号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年7月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 内原塩崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
水戸市高田町字後原203番7地先から 東茨城郡茨城町大字大戸字富士谷津 4500番1地先まで	旧 (A) (B)	メートル 最大 21.5 最小 4.0	メートル 3,436		
		最大 53.0 最小 19.0	2,830		
水戸市高田町字後原203番7地先から 水戸市高田町字後原207番7地先まで		新 (A) (B)	最大 6.0 最小 5.5	125	旧道移管
水戸市高田町字後原203番7地先から 東茨城郡茨城町大字大戸字富士谷津 4500番1地先まで			最大 53.0 最小 19.0	2,830	

茨城県告示第886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成25年7月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿波山徳蔵線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡城里町大字小勝字二反田2792 番地先から	旧	メートル 最大 14.0 最小 8.6	メートル 828	
東茨城郡城里町大字小勝字押寄木2316 番地先まで		新	最大 17.0 最小 10.5	828

茨城県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成25年7月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 那珂湊大洗線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
ひたちなか市西十三奉行11266番2地先 から	旧	メートル 最大 19.1 最小 18.5	メートル 21	
ひたちなか市西十三奉行11266番2地先 まで		新	最大 16.4 最小 16.4	21

茨城県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年7月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 高田筑西線
- 2 供用開始の区間 筑西市下高田288番地先から
筑西市下高田132番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年7月29日

茨城県告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成25年7月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 東山田岩瀬線
- 2 供用開始の区間 桜川市真壁町下谷貝61番3地先から
桜川市真壁町下谷貝201番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年7月29日

~~~~~

#### 茨城県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成25年7月29日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 岩瀬二宮線
- 2 供用開始の区間 筑西市小栗字加草760番4地先から  
筑西市小栗字向加草648番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年8月8日

~~~~~

茨城県告示第891号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
土浦・阿見都市計画道路事業
3・4・1号 神立停車場線
- 3 事業施行期間
平成25年7月29日から
平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
茨城県土浦市神立中央一丁目、神立中央二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

~~~~~

#### 茨城県告示第892号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成25年7月29日



茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
かすみがうら市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
土浦・阿見都市計画道路事業  
3・4・1号 神立停車場線
- 3 事業施行期間  
平成25年7月29日から  
平成30年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
茨城県かすみがうら市稲吉二丁目、稲吉南一丁目、稲吉南二丁目並びに下稲吉字逆西地内
  - (2) 使用の部分  
なし

茨城県告示第893号

平成25年6月20日付け西農土指令第5号をもって認可した団体営土地改良事業養蚕南部地区(全換地区)の換地計画の更正については、河間土地改良区から更正換地処分をした旨届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

平成25年7月29日

茨城県西農林事務所長 羽 部 順 行

茨城県告示第894号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業間中橋地区(全換地区)に係る換地処分をした。

平成25年7月29日

茨城県西農林事務所長 羽 部 順 行

公 告

●ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の縦覧

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「法」という。)第8条の規定に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の提出があったので、法第9条の規定等に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書

## 2 縦覧期間

平成25年8月1日から平成26年6月30日まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

## 3 縦覧時間

午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

## 4 縦覧場所及びその所在地

次の縦覧場所では、管轄する市町村に所在する事業場からの届出書についてのみ縦覧している。

|     | 縦覧場所                               | 縦覧場所の所在地       | 管轄市町村                                                             |
|-----|------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------|
| (1) | 茨城県総務部地域支援局<br>県民センター総室<br>県央環境保全室 | 水戸市笠原町978番6    | 水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村                           |
| (2) | 茨城県県北県民センター<br>環境・保安課              | 常陸太田市山下町4119   | 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、太子町                                      |
| (3) | 茨城県鹿行県民センター<br>環境・保安課              | 鉾田市鉾田1367番3号   | 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市                                               |
| (4) | 茨城県県南県民センター<br>環境・保安課              | 土浦市真鍋5丁目17番26号 | 土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町 |
| (5) | 茨城県県西県民センター<br>環境・保安課              | 筑西市二木成615番     | 古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町                       |

## ●平成25年度茨城県採石業務管理者試験

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づいて知事が行う採石業務管理者試験については、採石法施行規則（昭和25年通商産業省令第6号、以下「規則」という。）第8条の7の規定により次のとおり公告する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

### 1 試験期日及び時間

平成25年10月11日（金） 午前10時から正午まで

### 2 試験場所

水戸市笠原町978番6 茨城県庁 11階1103会議室

（都合により試験場所を変更したときは、受験者に通知する。）

### 3 試験科目

|        |                                                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法<br>令 | 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む）                                                                      |
| 技<br>術 | 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項） |

### 4 受験手続

#### (1) 提出書類

##### ① 受験願書

茨城県採石法運営要領様式第 7 号を使用すること。

② 写真

写真(縦3.5cm×横2.5cm)は、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載して1枚提出すること。

後日郵送する受験票に、提出したものと同一写真を貼付し試験当日持参すること。

(2) 受験手数料

受験願書提出と同時に茨城県収入証紙をもって8,000円納付すること。

5 受験願書受付期間及び受付時間

(1) 受付期間 平成25年9月2日(月)から平成25年9月25日(水)まで

(ただし、土・日曜日及び国民の祝日を除く。)

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、「書留便」とし、封書の表に「採石業務管理者試験願書在中」と朱書して上記期間に必着するよう発送すること。

6 受験願書の請求

受験願書等の用紙は、茨城県商工労働部産業技術課ホームページからダウンロードするか、受験願書提出先(茨城県商工労働部産業技術課)に請求すること。

ただし、郵送を希望する場合は、80円切手を貼付した返信用封筒を同封して請求すること。

7 受験願書提出先

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県商工労働部産業技術課(地場産業・鉱政担当) 電話 029-301-3584

8 受験票の発送

受験票は、受験番号が決定され次第受験者の住所地に郵送する。

試験当日は、この受験票に、受験手続きの際提出した写真と同じものを貼付して当日持参すること。

9 合格発表

平成25年10月25日(金)午前9時に合格者名簿を願書提出先である商工労働部産業技術課に掲示する。

また、合格発表日以降、商工労働部産業技術課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

なお、合格証は産業技術課から合格者の住所地に郵送する。

様式第 7 号 (規則第 8 条の 9)

茨城県収入証紙  
(消印を押してはならない)

|        |       |
|--------|-------|
| ×整理番号  |       |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| ×試験の結果 |       |

## 受 験 願 書

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

氏 名 ⑩

採石業務管理者試験を受けたいので、採石法施行規則第 8 条の 9 の規定に基づき、申請します。

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 現 住 所   | (〒 - )<br><br>( ☎ ) |
| 氏 名     |                     |
| 生 年 月 日 |                     |

(備考) ×印の項は記載しないこと。

**●県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営延方干拓地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農道）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営延方干拓地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農道）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成25年7月30日から平成25年8月26日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県鹿行農林事務所

**●県営土地改良事業計画の変更**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営延方干拓地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用排水）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服があるときは、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、茨城県を被告として、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 縦覧に供する書類

変更後の県営延方干拓地区土地改良事業（土地改良総合整備事業・農業用排水）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成25年7月30日から平成25年8月26日まで

## 3 縦覧の場所

茨城県鹿行農林事務所

**●公共測量の実施**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 ひたちなか市
- 2 作業種類 公共測量 (数値図化 (地図情報レベル2500))  
公共測量 (地図編集 (地図情報レベル10000))
- 3 作業期間 平成25年7月9日から平成26年3月15日まで
- 4 作業地域 ひたちなか市全域

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成25年7月29日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字上飯沼字梶内前245番3, 246番2
- 2 事業主の住所及び氏名
小美玉市羽鳥2816番地5 けやきハイツ101号
江 幡 悟

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北相馬郡利根町大字奥山字西原729番2
 - 2 事業主の住所及び氏名
龍ヶ崎市城ノ内4丁目12番地6 ボヌールリベルテ A101
野 口 誠

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
桜川市真壁町桜井字馬場412番1, 同番5, 414番9
 - 2 事業主の住所及び氏名
下妻市下妻乙462番地1 エタニティ・ミネ II 202
嶺 主 男, 嶺 明日香

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)